

## ZY14-02 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**：電力市場改革と原子力損害賠償の在り方

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名**： 白石昌純

**所属**：一橋大学経済学研究科（院生）

**共著者 1 氏名**：

**所属**：

**共著者 2 氏名**：

**所属**：

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

これまで日本の電力市場では発電から送電、小売りに至るまで垂直統合され、総括原価方式の下で投資の回収を保証する制度が現在に至るまで続いてきた。こうした政策によって火力や原子力発電への投資が行われ、それが電力の大規模電源による供給力確保や技術開発に貢献してきた。

しかしながら、東日本大震災により原子力による発電は停止し、今後も安定的な電源とできるかに大きな疑問が生じた。また、震災による需給ひっ迫はこれまでの制度が価格による需給調整を十分に行えないことを明らかにした。それだけでなく、地域独占のこれまでの仕組みでは、他地域からの十分な電力の融通など、需給ひっ迫に対して柔軟な対応を行うことができずに問題を大きくすることとなった。

こうした状況に対して、総括原価方式で割高な電気料金を是正し、原子力などの大規模電源のみに頼らずに多彩な供給先を確保するために電力市場改革の必要性が認識され、すでに 1995 年以降の制度改革により自由化の範囲が拡大されるに至っている。そして将来的には電力の小売市場についても全面自由化も視野に入れている。

それに加えて、原発事故によって生じた莫大な額の賠償も問題である。国は東京電力を事実上国有化したことで、東京電力は賠償のための支援を国から受けながら、今後は電力市場の自由化に伴う競争圧力にもさらされることになったのである。

そこで本論文では賠償制度の在り方を考察した。まず、これまで通り電力市場が独占的であった場合を仮定した。ここでは事故の発生確率は事業者がコストを負担して安全投資をするほど事故の発生確率は減少するものと仮定している。このコストが発電量に比例する場合とそうでない場合とに分けて分析したところ、負担すべき賠償額について二つの間に違いが見られた。

次に、すでに大きな損害が発生しており、それを電力会社が補償しなければならない場合に、補償と電力自由化をいかに両立させるかについて考察した。